

令和3年 第7回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月27日 午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第1会議室B

3 出席委員

農業委員会委員（13名）

会長

会長代理

9番	船川由孝
2番	服部貴三郎
1番	増田順子
3番	川村和夫
4番	鈴木栄夫
5番	熊谷隆夫
6番	奥貫榮市
7番	江森正之
10番	服部政男
11番	奥貫進一
12番	大澤年一
13番	内田潔司
14番	増田隆

農地利用最適化推進委員（4名）

岡矢	政美
卷島	昇
小島	功
川	肇

4 欠席委員 農地利用最適化推進委員（1名） 落合幸陽

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

6 その他

- ・関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について
- ・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳

主査 堀野真一

主任 新井貴美子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様こんにちは。定刻になりましたので、会議に入らせていただきます。

それでは、令和3年第7回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は13名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日は4名の農地利用最適化推進委員の方に出席をいただいております。農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、本年度初めてということでお集まりいただいているわけですが、人事異動により事務局長が交代となりました。ご挨拶がおくれて申し訳ありませんが、私、田中が後任として4月1日から拝命させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

どうもありがとうございました。

続いて、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり進めることとなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第5回、5月の議事録を確認します。第5回の議事録についてご意見等はございますか。

(なしの声あり)

意見なしということで、第5回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、10番 服部政男委員、11番 奥貫進委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について。

住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 円藤内上〇〇、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 195㎡、申請人 円藤内〇〇 〇〇〇〇、転用目的 既存宅地、施設の概要 通路。農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

こちらの申請は既存宅地による農地転用となります。線引き当時から宅地の通路として使用している部分の農地転用を行うというものです。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターの担当者に航空写真等を確認していただいております、許可の見込みがあることを確認しております。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

それでは、この案件は1番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

それでは、説明させていただきます。

現地を確認した後、電話でお話を伺いました。〇〇さんは現在73歳ですが、この通路は父親の代から、昭和45年以前から通路として使用していたとのこと。通路に接して西側には、〇〇さん所有の農地がありますが、現在、耕作はお願いしているとのこと。通路はこれからも、現状のまま使用することですので、この案件はやむを得ないものと考えます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について、ご質問等はございますか。

(なしの声あり)

1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。

住宅地図のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 上高野菩薩前〇〇外6筆、地目は登記・現況ともに田及び畑、合計面積 1,324.06㎡、譲受人 さいたま市〇〇 〇〇(株)(代)〇〇〇〇、譲渡

人 上高野〇〇 〇〇〇〇外1名、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅4棟
221.92㎡、道路後退用地。農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第
2種となります。所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、建売住宅4棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であ
り、住宅の建築が可能ということで許可の見込まれるものとのことでした。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

それでは、この案件は2番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

先日7月11日に、地元の〇〇委員と現地確認をして、譲渡人の一人〇〇さんに話を
伺いました。

申請地は休耕地になっています。周辺も宅地化が進んでいる状態です。

また、申請地は〇〇駅や国道〇〇号線に近いので、生活するには大変便利だと思いま
す。

このような状況ですので、やむを得ないかと考えます。審議をよろしく願いいたし
ます。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件について、質問等はございますか。

〇〇委員。

◆委員

この申請について、補足で報告したいことがあります。

地図を見ていただくと、申請地に南側で出っ張っている部分があります。ここは袋地
で、農地に入っていく道がなく雑草が伸びている状態でした。幸い今回、建売住宅とし
て申請があがり、この問題が解決されましたので、それを報告いたします。

◆会長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 上宇和田 ○○○○、利用権設定をする者 下吉羽 ○○○○、土地の所在 上宇和田○○外5筆、地目 田及び畑、面積 6,694㎡、新規更新の別 更新、契約期間 10年、作物 水稻及び野菜、権利の種類 使用貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 神扇 ○○○○、利用権設定をする者 白岡市 ○○○○、土地の所在 神扇○○外3筆、地目 田、面積 8,703㎡、新規更新の別 新規、契約期間 3年、賃借料 10a 当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

まず1番の吉田地区の案件ですが、吉田地区の推進委員が不在のため、事務局で説明をお願いします。

◆事務局

それでは、1番の吉田地区の案件について説明いたします。

貸付人の○○○○氏は、息子である借受人の○○氏に農業経営移譲済みで、息子に耕作をお願いしているとのことであり、今回はこれを更新するものとなります。

借受人の○○○○氏は、父親の意向を酌んでお願いを引き受けるものとなります。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

続きまして、2番の案件が八代となりますので、八代地区の○○推進委員の意見を伺いたいと思います。

◆農地利用最適化推進委員

本件は新規申請となります。貸付人の○○さんですが、2012年に農地を相続しまして、当時から白岡市から耕作のために車で通っていたそうですが、相続の翌年、歩行中に車に追突されるという事故に遭い、重傷を負ったことから農作業等を行うことができない状態になってしまったため、近くで耕作してくれる人を探したところ、○○さん

が引き受けてくれるとのことで相対でお願いしてきたそうです。今回正式に手続を取ることで話がまとまり、本申請に至ったとのことでした。

借受人の〇〇さんですが、乾燥調整はライスセンターを利用しているとのことですが、ほかの農業機械はそろっておりまして、また、相対とは言え、耕作実績もあり、本件については特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

ご質問等はございますか。

〇〇委員。

◆委員

1番の案件で、これは親子ということですがけれども、なぜ親子間で使用貸借権を設定しているのですか。

◆事務局

貸付人のお父さんが、農業者年金の受給にあたり、息子に経営を移譲しないと年金がもらえないので、使用貸借権を設定しています。

◆農地利用最適化推進委員

経営移譲年金というのは、〇〇〇〇さんが農業経営を行っていて60歳になり、農業者年金の受給資格の年齢に到達したときに、自分が農業経営をしているともらえないので、息子に農業経営を移譲するわけです。農地法第3条で使用貸借権の設定をすれば、法定更新により、更新の手続きはありません。経営移譲を簡易化し、3条許可ではなく、利用権設定でもよしとする制度変更があったようです。その移譲の形として、賃貸借よりは使用貸借でやっているのが通例です。

◆委員

60歳の年金をもらうときに、息子さんに経営移譲しているというわけですね。

◆農地利用最適化推進委員

そうです。

◆会長

よろしいですか。

ほかに質問等はございますか。

(なしの声あり)

農用地利用集積計画について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、お願いいたします。

◆事務局

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用5条の届出1件で、内容につきましては、東二丁目地内で建売住宅に転用するもので、詳細については資料のとおりです。

◆会長

議事の全てが終了しましたので、局長にお返しいたします。

◆局長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、次第のその他に移らせていただきます。

初めに、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出についてになります。

5月の総会の際に、〇〇委員からいただきました農業委員会から市に意見を出すことにつきまして、事務局で確認のためお預かりをさせていただいた件でございます。

事務局から報告いたします。

◆事務局

では報告いたします。

住宅等建築する際の道路後退について、農業委員会から市に対して意見を提出できるのではないかという意見について、回答させていただきます。

農業委員会から市に対して意見を提出することにつきましては、農業委員会等に関する法律第38条により可能であります。ただし、意見の提出は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的、かつ効果的に実施するため必要があると認めるときに、市に対し農地等利用最適化推進施策の改善についての、具体的な意見を提出するものであり、「農地等の利用の最適化の推進」の視点を踏まえた内容に限られると考えます。

従いまして、道路後退の問題という観点から意見を提出することは、法第38条の趣旨には合致しないので、難しいのではないかというのが、事務局の見解であります。

以上です。

◆会長

よろしいですか、質問等がありますか。

〇〇委員。

◆委員

私が申し上げたいのは、分家の問題です。建売住宅などはセットバックが義務付けられています、それ以外に分家や農業用施設などには、義務がない、そこが問題なので

す。以前の総会のおきも説明させていただきましたが、昨年上高野地区で申請許可された農業用倉庫ですが、そこは南側に申請者の住宅で農家分家があります。住宅の前の道はセットバックして幅員は5 mあります。しかし、そこから北側に向かって赤道の農道がありますが、そちらは農道なので後退義務がなく2 m 8 0 cmしかありません。

申請者は、数年前に分家住宅を建てた時も、今回の農業用倉庫も農道に面しているところは、後退義務はないからとセットバックしていません。実際この農道は貫通道路ですので、将来、道路使用に問題が出てくると思います。道路を広くして利用できるというのも、農業の振興になりますよね。ですから、道路後退の義務の是正を市のほうにできないかとお話をしたら、いい返事はいただけなかったもので、農業委員会として、将来のために、道路後退の問題を意見として、市長に文書で申し上げるべきではないかと言っているのです。

◆委員

意見の内容は、そんなに狭く解釈しなくてもいいのではないかと私は思います。農地利用適正化という、〇〇委員が言われたように農業振興の阻害になるような要因が入っているということがあれば、もう少し幅広に解釈すれば、38条に基づいて意見を出すということは可能だと思います。例として、さいたま市が農業委員会から市長に意見を出しているのを見ましたが、その意見を見ると、色々と書いてあるように思いました。そういう意味で出来ないと言っただけで、我々が意見を出すには、どのように解釈すれば意見を出せるか考えるべきだと思います。

◆局長

確かに意見は出せるのですが、道路整備、または道路後退ということの視点から考えると、それは難しいと思います。ですから農地をどう利用していくか、そこを考えた上で、道路がこれだけ必要だという観点からいけば、可能なのかなとは思いますが。

◆委員

このような案件があることを、皆様に知ってもらおうということが大事なのです。それを取り上げるか取り上げないのかは市の判断です。農業委員会として、それをやるべきだと言っているのです。

◆局長

今回の件は、農地の利用の最適化という観点で意見をまとめられるかどうか、そういう視点で、少し時間をいただき、引き続き調べていきますので、そういう形でどうでしょうか。

◆会長

では、事務局が引き続き調べるということですので、よろしいでしょうか。

◆委員

もっと市の将来を考えて、どうしたらいいかを皆様にも考えていただければ、ありがたいと私は思います。

◆局長

はい、分かりました。

◆委員

よろしくをお願いします。

◆局長

ではよろしいでしょうか。

続きまして、事務局からの事務連絡となります。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆局長

最後に、閉会にあたりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後4時30分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年9月27日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 服 部 政 男

署名委員 奥 貫 進